
第12章 参考資料

1. 各務原市景観基本計画の策定

- (1) 策定体制
- (2) 各務原市景観基本計画策定委員会 委員名簿
- (3) 策定経緯

2. 景観法に基づく景観計画への移行

- (1) 背景
- (2) 移行経緯

3. 良好な景観の形成に係わる各種法規制

4. 関係条例等

- (1) 各務原市都市景観条例
- (2) 各務原市都市景観条例の施行期日を定める規則
- (3) 各務原市都市景観条例施行規則
- (4) 各務原市屋外広告物条例
- (5) 各務原市景観アドバイザー設置要綱
- (6) 各務原市都市景観賞実施要綱

第12章 参考資料

1. 各務原市景観基本計画の策定

(1) 策定体制

- ・ 各務原市景観基本計画は、各務原市景観基本計画策定委員会設置要綱に基づき委員会を設置し計画案の策定を行いました。
- ・ 設置要綱は平成16年6月14日に決裁されましたが、平成16年11月の旧川島町との合併により、計画対象エリアの拡大と旧川島町民の意見を計画に反映させる必要が生じたので、平成16年11月12日に設置要綱の一部を改正し対応しました。

- ・ **各務原市景観基本計画策定委員会設置要綱**（平成16年 6月14日決裁）
改正 平成16年11月12日決裁

（設置）

第1条 この要綱は、各務原市全域を対象とした景観特性を把握し、及び整理し、各務原市特有の都市景観の実現に向けた基本計画を策定するため、各務原市景観基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1）各務原市景観基本計画案の策定に関すること。
- （2）各務原市景観基本計画案の調整及び修正に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の職員
- （3）市民又は市内の事業所に勤務する者

（任期）

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、市長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに会務を総括する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、開催する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（オブザーバー）

第8条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務を行うため、オブザーバーを置くことができる。

（幹事会）

第9条 委員会は、基本計画案の策定に必要な関係各部課等の調整事務を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画財政部企画政策課長
- (2) 総務部契約管財課長
- (3) 都市建設部管理課長
- (4) 都市建設部都市計画課長
- (5) 都市建設部建築指導課長
- (6) 都市建設部水と緑推進課長
- (7) 都市建設部道路課長
- (8) 産業部観光交流課長
- (9) 産業部商工振興課長
- (10) 産業部農政課長
- (11) 環境部生活環境課長
- (12) 健康福祉部福祉総務課長
- (13) 教育委員会事務局総務課長
- (14) 教育委員会事務局木曽川学研究所長
- (15) 川島振興事務所相談課長

3 幹事会に座長を置き、座長は、都市建設部都市計画課長をもって充てる。

4 幹事会に必要な事項は、座長が定める。

（検討会）

第10条 幹事会は、必要により検討会を置くことができる。

2 検討会の委員は、座長が指名した職員をもって構成する。

3 検討会に必要な事項は、座長が定める。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、都市建設部都市計画課に置く。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成16年11月12日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

(2) 各務原市景観基本計画策定委員会 委員名簿

※ 順不同敬称略

要綱 第3条 第2項 第1号 委員			
学識経験者	名古屋市立大学 大学院芸術工学研究科	瀬口 哲夫	委員長
	慶應義塾大学 環境情報学部	石川 幹子	《各務原市水と緑推進政策アドバイザー》
	東海女子大学 人間関係学部	岡本 真理子	《各務原市建築審査会委員》
要綱 第3条 第2項 第2号 委員			
関係団体の職員	岐阜県建築士会（各務原支部）	藤井 孝一	
	岐阜県建築士会（各務原支部）	木村 吉伸	
	各務原商工会議所	丹羽 信弘	
	各務原商工会議所	名達 早貴子	
	各務原青年会議所	横山 浩之	
	各務原青年会議所	江島 権司	
	各務原市観光協会	堀田 みさ子	
	写真家	藤田 一雄	
	建築士	大脇 猪祚雄	《旧川島町 町民》
	建築士	川瀬 政孝	《旧川島町 町民》
要綱 第3条 第2項 第3号 委員			
市民	市民委員	山田 安重	《公募採用》
	市民委員	岡部 好伸	《公募採用》
	市民委員	岩田 忠生	《公募採用》
	市民委員	横山 真穂	《公募採用》
	市民委員	市川 慶子	《公募採用》



各務原市景観基本計画策定委員会（第3回：平成16年11月25日）

(3) 策定経緯

※ 基本計画策定に関する主な経緯のみ

日付	経緯	その他	内容
平成16年 6月18日		景観法 公布	
7月29日	第1回 景観基本計画策定委員会		・景観計画の必要性について ・計画の策定手順について ・各務原市の景観構造について 等
8月 4日	第1回 景観基本計画策定委員会 幹事会		・第1回委員会資料について
9月 9日	第2回 景観基本計画策定委員会 幹事会		・第2回委員会資料について
9月14日	第2回 景観基本計画策定委員会		・市民アンケート調査の解析について ・基本方針、景観重点地区について 等
10月 1日		各務原市景観条例 公布	
10月18日	意見交換会 《ごんぼ積み集落地区：第1回》		・計画の目的、地区の特徴、課題 等
10月25日	意見交換会 《おがせ池周辺地区：第1回》		・計画の目的、地区の特徴、課題 等
10月26日	意見交換会 《旧中山道・旧鵜沼宿地区：第1回》		・計画の目的、地区の特徴、課題 等
10月29日	意見交換会 《木曽川河畔地区：第1回》		・計画の目的、地区の特徴、課題 等
11月 8日	意見交換会 《旧中山道・旧鵜沼宿地区：第2回》		・地区の目標と方針検討
11月12日	意見交換会 《ごんぼ積み集落地区：第2回》		・地区の目標と方針検討
11月15日	意見交換会 《おがせ池周辺地区：第2回》		・地区の目標と方針検討
11月16日	意見交換会 《木曽川河畔地区：第2回》		・地区の目標と方針検討
11月22日	第3回 景観基本計画策定委員会 幹事会		・第3回委員会資料について
11月25日	第3回 景観基本計画策定委員会		・景観条例、屋外広告物について ・景観形成重点地区の方針について 等
12月17日		景観法 施行 《第3章 除く》	
12月28日		景観行政団体の知事同意申請	
平成17年 1月 6日		景観行政団体の知事同意	
1月 6日		景観行政団体になる旨の告示	
2月 1日	第4回 景観基本計画策定委員会 幹事会		・第4回委員会資料について
2月 3日	第4回 景観基本計画策定委員会		・景観基本計画（案）の策定について
2月 7日		景観行政団体になる	
6月 1日		景観法 全面施行	
6月22日		市議会 《建設水道常任委員協議会》	・景観基本計画（案）の報告
6月23日		第1回 各務原市景観審議会	・景観基本計画（案）の審議
7月 1日	各務原市景観基本計画 決定		



地区別ワークショップ（木曽川河畔地区）



地区別ワークショップ（おがせ池周辺地区）



地区別ワークショップ（ごんぼ積み集落地区）



地区別ワークショップ（旧中山道・旧鵜沼宿地区）

2. 景観法に基づく景観計画への移行

(1) 背 景

- 各務原市景観計画は景観法に基づく景観計画として平成17年7月に決定した各務原市景観基本計画の内容を継承して策定しました。そして平成18年10月には、“各務原市景観条例に基づく各務原市景観基本計画”から“景観法に基づく各務原市景観計画”へと移行することになります。

【移行の方針】

- 各務原市景観基本計画の主な内容は、良好な景観の形成のための基本目標や基本方針の位置づけであり、具体的な良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は含まれていません。一方、国においては各務原市景観基本計画の策定とほぼ同時期に景観法の法整備がなされようとしていました。法定の計画には行為の制限に関する事項を定めることは必須であり、当市は各務原市景観基本計画の基本目標や基本方針の実現のために必要な行為の制限を具体化し、これらを盛り込んだ法定の景観計画へと移行することとしました。

(2) 移行経緯

※ 法定景観計画への移行に関連する主な経緯のみ

日 付	経 緯	その他	内 容
平成17年 7月13日	意見交換会 《川島地区：第1回》		・ 行為の制限に関する意見交換
7月14日	意見交換会 《稲羽地区》		・ 行為の制限に関する意見交換
7月26日	意見交換会 《蘇原地区》		・ 行為の制限に関する意見交換
8月 1日	意見交換会 《那加地区：第1回》		・ 行為の制限に関する意見交換
8月 3日	意見交換会 《鶴沼①地区》		・ 行為の制限に関する意見交換
8月 4日	意見交換会 《鶴沼②地区》		・ 行為の制限に関する意見交換
8月 5日		第1回 木曽川景観協議会 開催	
8月 8日	意見交換会 《川島地区：第2回》		・ 行為の制限に関する意見交換
8月19日		各務原市景観公聴会規則 決裁	
9月 2日	意見交換会 《那加地区：第2回》		・ 行為の制限に関する意見交換
9月13日		第106回 各務原市都市計画審議会	・ 景観基本計画に基づく事業の報告 ※ 景観計画の策定中間報告含む
9月14日	意見交換会 《工場関係》		・ 行為の制限に関する意見交換
9月28日	意見交換会 《商工会議所関係》		・ 行為の制限に関する意見交換
9月29日		第2回 各務原市景観審議会	・ 大規模行為景観形成指針の審議
9月30日		各務原市景観条例 施行 大規模行為景観形成指針 決定	
12月20日	景観計画決定に関する公聴会		・ 公述の申出 3件
平成18年 1月24日 ～ 2月 6日	景観計画案の縦覧		・ 意見書提出 1件
3月 2日		第3回 各務原市景観審議会	・ 各務原市景観計画の審議
3月13日		各務原市屋外広告物条例施行規則 決裁	
3月22日		第2回 木曽川景観協議会 開催	・ 各務原市景観条例の廃止規定含む
3月27日		第108回 各務原市都市計画審議会	・ 各務原市景観計画の意見聴取
3月29日		各務原市都市景観条例 公布 各務原市屋外広告物条例 公布	
3月31日	各務原市景観計画 決定		
4月 1日		各務原市屋外広告物条例 施行	
4月12日		各務原市景観アドバイザー設置要綱 決裁	
5月18日		各務原市都市景観条例施行規則 公布 各務原市都市景観条例の施行期日を定める規則 公布 各務原市都市景観賞実施要綱 決裁	
10月 1日	各務原市景観計画 施行	各務原市都市景観条例 施行	

- “各務原市景観条例に基づく各務原市景観基本計画”から“景観法に基づく各務原市景観計画”へ移行する際には、具体的な行為の制限が含まれるため、案の策定の段階から地域別意見交換会の実施、公聴会の開催、縦覧の実施など、住民の意見を反映させる措置を講じて原案を策定し、景観法に基づく条例（各務原市都市景観条例）で付加した策定手続きである各務原市景観審議会へ諮問し、加えて法定の手続きである各務原市都市計画審議会への意見聴取を行ったうえで、平成18年3月31日に法定の景観計画として決定告示を行いました。



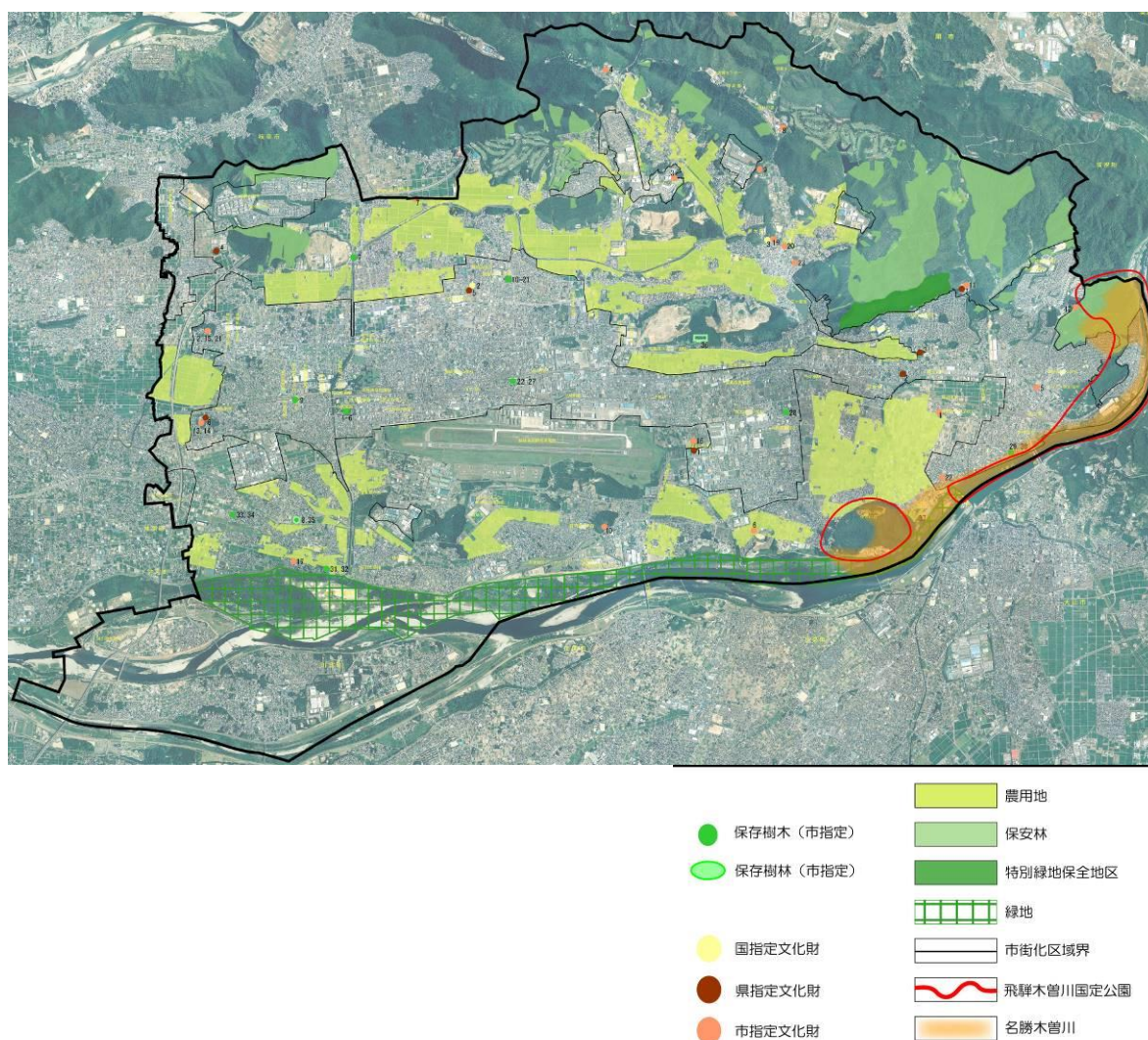
3. 良好な景観の形成に係わる各種法規制

- ・ 市内には既に下記に掲げるような、良好な景観の形成に係わる各種法規制（平成18年4月現在）が制定されています。それらの規制の概要【図11-1：各種法規制の状況】を示します。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 自然公園法による飛騨木曽川国定公園 | 【図12-1・表12-1】 |
| ② 文化財保護法による名勝木曽川 | 【図12-1・表12-2】 |
| ③ 都市計画法による伊木山風致地区 | 【図12-1】 |
| ④ 農地法による農業振興地域内の農用地指定 | 【図12-1】 |
| ⑤ 都市緑地法による八木山特別緑地保全地区 | 【図12-1】 |
| ⑥ 屋外広告物法による屋外広告物条例 | 【図12-2】 |
| ⑦ 都市緑地法による水と緑の回廊計画 | 【図12-3】 |

【図12-1：各種法規制の状況】

※ 平成18年4月現在



【表12-1：飛騨木曽川国定公園の規制一覧】

※ 平成18年4月現在

地域名	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域																											
内 容	特別保護区域に準ずる景観を有し、特別地区のうち、風致維持する必要が高い地域	農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域	風致を維持する必要性が低い地域	特別地域に含まれない地域																											
規 制	原則として、建築物は許可しない ・既存建築物の改築 ・建替えの為、若しくは災害復旧の為の新築 (既存の建築物の規模を超えないこと) ・学術研究、その他公益上、必要と認められる建築物、他地域でその目的を達成する事が出来ない新築、改築、増築	① 撤去される事が明らかな建築物 ② 公園事業従事者、農林漁業従事者、その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者の住宅 (公園事業に従事する者、農林漁業、鉱業、採石事業等、土地に定着した産業に従事する者、審査指針策定日以前の者) (ア) 建築物の高さ 13m (イ) 展望地から著しい妨げにならないもの (ウ) 眺望に支障のないもの (エ) 周辺の自然環境と調和していること ③ 農林漁業等を営むために必要な建築物 ④ 集合別荘：同一棟内に独立して別荘の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 集合住宅：同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5つ以上ある建築物 分譲ホテル：各室を分譲または貸し付けを目的として設けられるホテル型式の建築物 分譲地等内に設けられる建築物：分譲地で一連の土地又は売却、一時使用させる建築物が2棟以上ある建築物 (建売別荘地・貸別荘地・離れ式宿泊施設) (ア) 建築物の高さ 10m 以内 2階建 (集合別荘・分譲ホテル・集合住宅又は保養所 13m 以内) (イ) 敷地面積 1000㎡以上であること (ウ) 敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積 <table><tr><th>第2種特別地域</th><th>第3種特別地域</th></tr><tr><td>総 建：20%以下</td><td>総 建：20%以下</td></tr><tr><td>総延べ：40%以下</td><td>総延べ：60%以下</td></tr></table> (エ) 地形勾配 30%以上 ⑤ 上記以外の建築物 (ア) 建築物の高さ 13m以内 (イ) 敷地面積に対する総建築面積・総延べ面積 <table><tr><th colspan="4">第2種特別地域</th></tr><tr><td>敷地面積</td><td>500㎡未満</td><td>500～1000㎡</td><td>1000㎡以上</td></tr><tr><td>総 建</td><td>10%以下</td><td>15%以下</td><td>20%以下</td></tr><tr><td>総延べ</td><td>20%以下</td><td>30%以下</td><td>40%以下</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">第3種特別地域</th></tr><tr><td>総 建</td><td>20%以下</td></tr><tr><td>総延べ</td><td>60%以下</td></tr></table>	第2種特別地域	第3種特別地域	総 建：20%以下	総 建：20%以下	総延べ：40%以下	総延べ：60%以下	第2種特別地域				敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上	総 建	10%以下	15%以下	20%以下	総延べ	20%以下	30%以下	40%以下	第3種特別地域		総 建	20%以下	総延べ	60%以下	《制限行為》 高さ13m以上 述べ面積 1000㎡以上の建築物 ・特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさないこと ・広告物、その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類する物を工作物等に表示すること ・水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・鉱物堀採し、又は土石を採取すること。 ・土地の形状を変更すること 《届出制》 ※ 知事(各務原市は市長に権限委譲を受けている)は当該公園の風景を保護するために、必要があると認める時は、普通区域内において届け出を要する行為をしようとする者に対して、その風景を保護するために必要な限度に当該行為を禁止し、制限し、又は必要な措置を取るべき旨、命ずることができる
第2種特別地域	第3種特別地域																														
総 建：20%以下	総 建：20%以下																														
総延べ：40%以下	総延べ：60%以下																														
第2種特別地域																															
敷地面積	500㎡未満	500～1000㎡	1000㎡以上																												
総 建	10%以下	15%以下	20%以下																												
総延べ	20%以下	30%以下	40%以下																												
第3種特別地域																															
総 建	20%以下																														
総延べ	60%以下																														

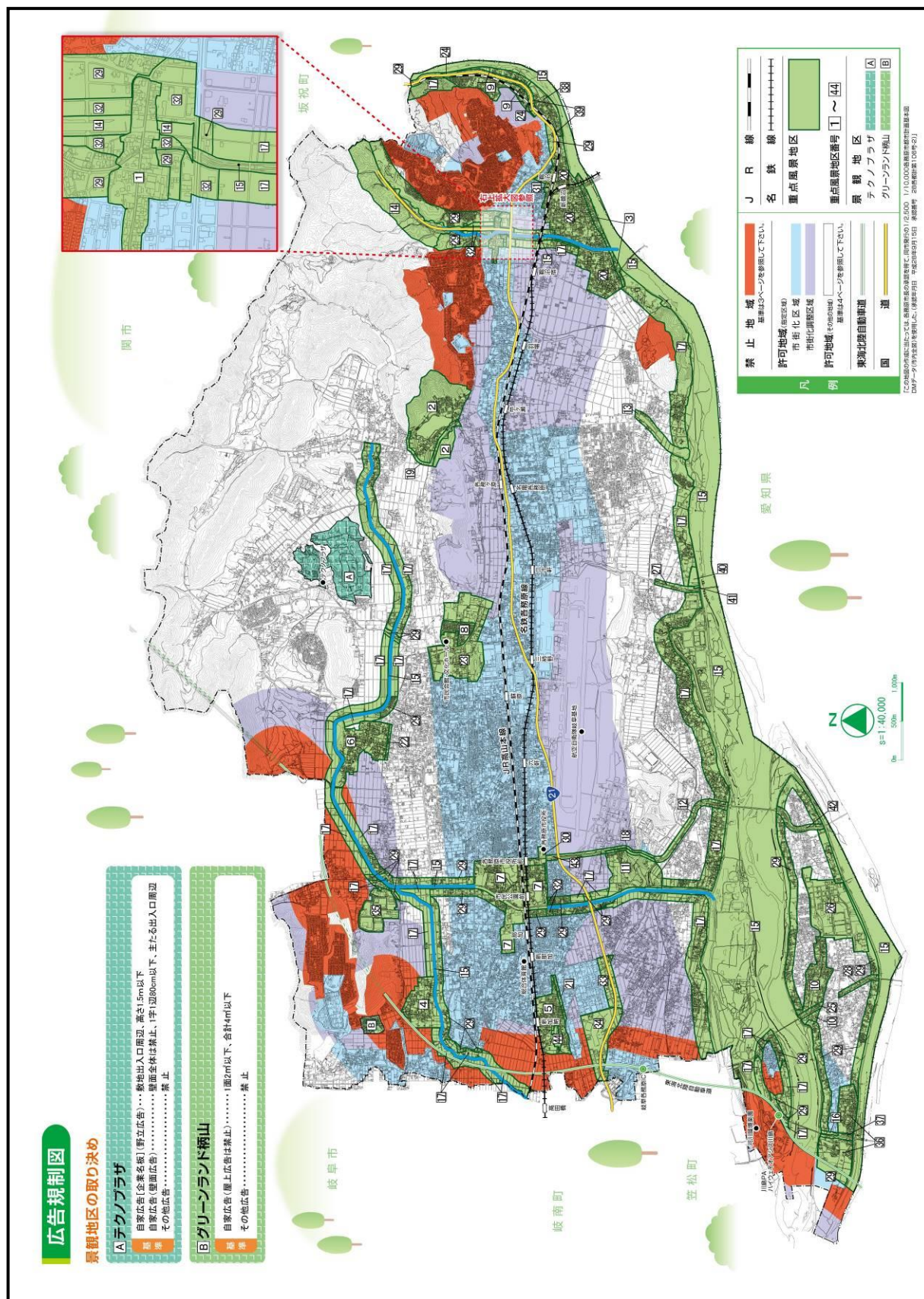
【表12-2：名勝木曽川保存管理取扱い基準一覧】

※ 平成18年4月現在

	保護区域 (A区域)	保護指定区域 (B区域)	保護緩和区域 Ⅰ (C区域)	保護緩和区域 Ⅱ (D区域)	保護緩和区域 Ⅲ (E区域)	保護緩和区域 Ⅳ (F区域)
地域の 現 状	大部分が山及び木曽川の河川敷で、景観上最も重要な要素をなす部分	木曽川に直接面した部分で、現在もなお景観保持の上で重要な部分	B区域に準ずる区域で、現在1～2階建の建物が建っている部分もあるが、景観を保全すべき部分	従来から低層の構築物が設けられている生活区域	木曽川の堤防に直接面した地域で、中には工場・寮等、比較的規模の大きい建物と住宅が混在している区域	従来から、工場・旅館・マンション等が集中している地域
指導基準	原則として現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は認めない。ただし災害復旧の際の復旧にかかるものはこの限りではない。又、公共施設については別途検討する。	現状変更は極力控え、やむを得ず実施する場合でも、名勝の景観を著しく損なうものは認めない。	現状変更については、B区域に準ずる。	現状変更については、名勝の景観を著しく損なうものは認めない。	現状変更については、D区域に準ずる。	名勝の景観を著しく損なうものは認めない。
構築物の 高 さ	災害等の際の復旧にかかるもの、公共施設については別途検討する。	8m以内	8m以内 但し周辺に樹木を植栽する等、有効な修景を施す場合は13m以内にする事ができる。	13m以内	13m以内 但し周辺に樹木を植栽する等、有効な修景を施す場合は20m以内にする事ができる。	各務原市地内にあつては20m以内とし、坂祝町地内にあつては、木曽川堤防の川側の肩を通る17.76%の勾配を持つ斜線以内の高さとする。
構築物の 形 態 意 匠	同 上	周囲の自然景観と違和感のないものとする。	名勝地としての景観にふさわしいもので、周囲の景観とも違和感のないものとする。	同 左	同 左	同 左
植 栽	同 上	現状変更で、景観を損なう場合は植栽により修景する。又、構築物の設置に伴う樹木の伐採は極力控え、植栽にあたっては樹種を考慮する。	同 左	同 左	同 左	同 左

【 図12-2：各務原市屋外広告物条例による規制概要 】

※ 平成30年3月現在



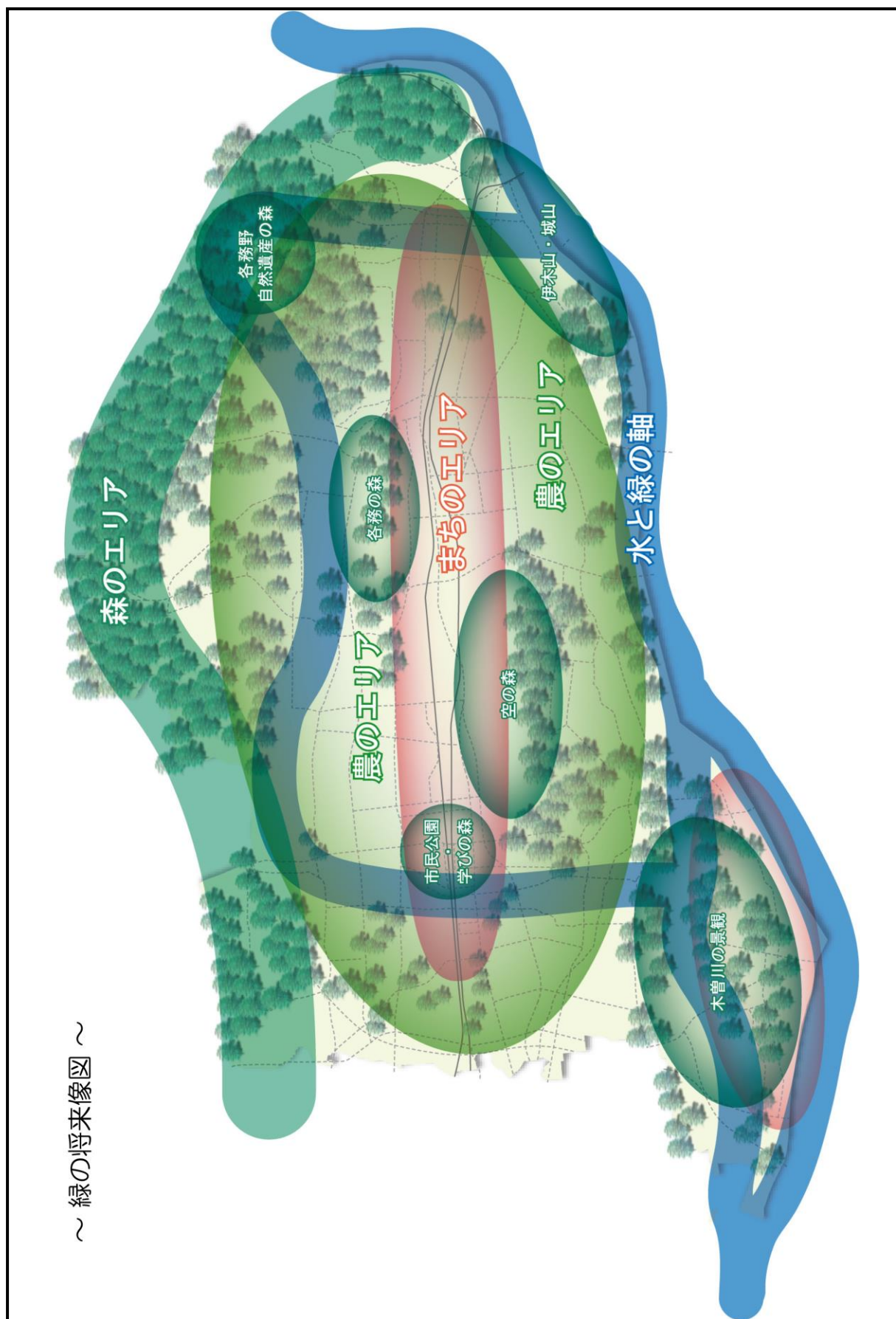


重点風景地区の基準

地区名	① 中山道鶴沼宿 ② おがせ池① ③ 木曽川河畔① ④ 旗本徳山陣屋 ⑤ 中山道新加納立場① ⑥ 加佐美神社① ⑦ 都心ルネサンス① ⑧ 市民会館周辺② ⑨ 宝積寺① ⑩ 河跡湖公園① ⑪ 三井山① ⑬ (仮称)新愛岐大橋周辺 ⑭ 坂祝バイパス沿線(市街化調整区域①) ⑮ 河川内 ⑯ 三井山① ⑰ 木曽川河畔上流①			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計10㎡以下 左記以外の広告は禁止			
地区名	④ 前渡東町①			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計30㎡以下 左記以外の広告は禁止			
地区名	⑫ 各務原大橋通り沿線① ⑬ 渡橋周辺 ⑭ 河川沿い(市街化調整区域②) ⑮ 三井山② ⑯ 三井山②			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計10㎡以下 案内広告(野立広告)……… 高さ5m以下 案内広告(野立広告)……… 1面2㎡以下、合計4㎡以下 上記以外の広告は禁止			
地区名	⑱ おがせ池② ⑲ 木曽川河畔② ⑳ 中山道新加納立場② ㉑ 加佐美神社② ㉒ 市民会館周辺① ㉓ 宝積寺② ㉔ 河跡湖公園② ㉕ エーザイ川島工園 ㉖ 愛岐大橋周辺 ㉗ 河田橋周辺 ㉘ 木曽川河畔上流② ㉙ 前渡東町②			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計30㎡以下 案内広告(野立広告)……… 高さ5m以下 案内広告(野立広告)……… 1面2㎡以下、合計4㎡以下 上記以外の広告は禁止			
地区名	㉚ 河川沿い及び坂祝バイパス沿線(市街化区域①) ㉛ 河川沿い(主要幹線沿い区域) ㉜ 各務原大橋通り沿線②			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計30㎡以下 案内広告(野立広告)……… 高さ5m以下 案内広告(野立広告)……… 1面4㎡以下、合計8㎡以下 上記以外の広告は禁止			
地区名	㉝ 都心ルネサンス② ㉞ 鶴沼駅前 ㉟ 河川沿い及び坂祝バイパス沿線(市街化区域②) ㊱ 岐阜各務原IC周辺② ㊲ 各務原大橋通り沿線③			
基準	自家広告(屋上広告)……… 1建築物1個かつ20㎡以下 自家広告(壁面広告)……… 建物同一壁面面積の1/2以下 自家広告(屋上広告)……… 掲出箇所の高さの2/3以下 自家広告(突出広告)……… 1壁面1個かつ20㎡以下 自家広告(壁面広告)……… 1個30㎡以下 上記以外の広告は各務原市屋外広告物条例に準ずる			
地区名	㊳ 岐阜各務原IC周辺①			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 合計50㎡以下 案内広告(野立広告)……… 高さ5m以下 案内広告(野立広告)……… 1面2㎡以下、合計4㎡以下 上記以外の広告は禁止			
地区名	㊴ 権現山東部			
基準	自家広告[企業名板](野立広告)……… 高さ1.5m以下 自家広告(壁面広告)……… 壁面全体は禁止 自家広告[企業名板](野立広告)……… 敷地出入口周辺 自家広告(壁面広告)……… 1字1辺80cm以下 自家広告(壁面広告)……… 1壁面のみ1個 上記以外の広告は禁止			
地区名	㊵ 中山道新加納立場③			
基準	自家広告(屋上広告は禁止)……… 1面2㎡以下、合計4㎡以下 左記以外の広告は禁止			

【 図12-3：緑の基本計画 】

※ 平成28年3月現在



4. 関係条例等

(1) 各務原市都市景観条例

平成18年 3月29日

条例 第19号

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 景観計画（第13条—第21条）
- 第3章 景観重要建造物（第22条—第24条）
- 第4章 景観重要樹木（第25条—第27条）
- 第5章 住民等の景観形成活動（第28条—第33条）
- 第6章 表彰、助成等（第34条—第38条）
- 第7章 景観審議会（第39条・第40条）
- 第8章 雑則（第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的） 自主条例部分

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項その他の事項を定めることにより、水辺、緑、農地、歴史と文化を基盤とした個性豊かで潤いのある景観を守り、及び育て、もって開発と保全との調和のとれた快適で魅力ある都市の創生に寄与することを目的とする。

（定義） 自主条例部分

第2条 この条例における用語の意義は、法及び次の各号に定めるところによる。

- （1）良好な景観の形成 優れた景観を保全し、又は創造することをいう。
- （2）工作物 建築物以外の工作物のうち次に掲げるものをいう。

- ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第138条に掲げる工作物（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。）
- イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物
- ウ 垣（生け垣を除く。）、さく、塀、フェンスその他これらに類するもの
- エ 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- オ アからエまでに掲げるもののほか、良好な景観の形成上市長が必要と認めて別に定めるもの

- （3）事業者等 建築物、工作物及び屋外広告物の新築、新設、表示、増築、改築その他これらに類する行為を行う者並びにこれらの行為に係わる設計を業として行う者をいう。

（市の責務） 自主条例部分

第3条 市は、この条例の規定を遵守するとともに、良好な景観の形成を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、国若しくは他の地方公共団体又はこれらに準じる団体に対し、この条例の遵守について、特段の配慮を求めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者等の意見等が反映されるよう努めるものとする。

（市民の責務） 自主条例部分

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務） 自主条例部分

第5条 事業者等は、自らの業務が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（土地及び建築物等所有者の責務） **自主条例部分**

第6条 土地並びに建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の所有者は、土地及び建築物等が景観を構成する要素であることを認識し、その利用等に当たっては、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整） **自主条例部分**

第7条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

（先導的役割） **自主条例部分**

第8条 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国等に対する協力の要請） **自主条例部分**

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらに準じる団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

（調査、研究等） **自主条例部分**

第10条 市長は、良好な景観の形成に関する調査、研究等を行うとともに、良好な景観の形成に関する資料の収集及び提供に努めるものとする。

（知識の普及等） **自主条例部分**

第11条 市長は、市民、事業者等並びに土地及び建築物等の所有者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じるものとする。

（諸制度の活用） **自主条例部分**

第12条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）その他関係法令に基づく良好な景観の形成に資する諸制度を活用するよう努めるものとする。

第2章 景観計画

（景観計画） **景観法 第8条関連部分**

第13条 市長は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画を定めるものとし、景観計画には、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、風景区域を定めるものとする。

（風景区域の指定） **景観法 第8条関連部分**

第14条 市長は、景観計画に定める景観計画の区域を次に掲げるいずれかの風景区域に指定するものとする。

- （1）森の風景区域 丘陵地の緑の保全と調和を目的とする区域
- （2）川の風景区域 木曽川等の自然景観の保全と調和を目的とする区域
- （3）田園と歴史の風景区域 田園景観と歴史的景観の保全と調和を目的とする区域
- （4）まちの風景区域 潤いに満ちた市街地景観の形成を目的とする区域

（重点風景地区の指定） **景観法 第8条関連部分**

第15条 市長は、風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める次の各号のいずれかに該当する地区を重点風景地区として指定することができる。

- （1）歴史的資源又は歴史的風致を有する地区
- （2）山地、田園、水辺等の自然景観を有する地区
- （3）主要な道路又は河川に隣接している地区
- （4）都市施設が集積している地区
- （5）その他良好な景観の形成上市長が特に必要と認める地区

2 市長は、重点風景地区を対象とした景観計画を地区ごとに定めるものとする。

3 重点風景地区の指定を受けた地区は、前条の風景区域の指定を解除するものとする。

(策定の手続) **景観法 第9条関連部分**

第16条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第7項の規定に基づき、あらかじめ、その旨を公告し、当該景観計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するとともに、各務原市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 景観計画の案の区域の住民及び利害関係人は、前項の縦覧期間満了の日までに当該景観計画の案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(届出を要する行為) **景観法 第16条関連部分**

第17条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(行為の届出) **景観法 第16条関連部分**

第18条 法第16条第1項の届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(行為の通知) **景観法 第16条関連部分**

第19条 法第16条第5項の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出の適用除外行為) **景観法 第16条関連部分**

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の高さが20m以下のもので、地上の階数が6以下で、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの（土地利用目的、利用形態及び物理的形狀が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、延べ面積の合計が1,000㎡を超えるものを除く。）
- (2) 前号に規定する規模を超える建築物の増築（増築後において同号の規模を超えるものを含む。）で、当該行為に係る部分の延べ面積が500㎡以下のもの（新築又は増築から1年以内の増築であって、増築後の建築物の規模が同号に規定する規模を超えるものを除く。）
- (3) 第1号に規定する規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）で、当該外観の変更等に係る部分の面積の合計が500㎡以下のもの
- (4) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次に掲げるもの
 - ア 施行令第138条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げるものにあっては、高さが20m以下のもの（建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるものを除く。イ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びサにおいて同じ。）で、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - イ 施行令第138条第1項第3号に掲げるもののうち装飾塔、記念塔その他これらに類するものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - ウ 施行令第138条第1項第5号に掲げるものにあっては、高さが4m以下のもの
 - エ 施行令第138条第2項各号に掲げるものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - オ 施行令第138条第3項第1号に掲げるものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - カ 施行令第138条第3項第2号に掲げるものにあっては、高さが20m以下のもの
 - キ 施行令第138条第3項第3号から第6号までに掲げるものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - ク 第2条第2号アのかっこ書きに掲げるものにあっては、高さが20m以下のもの
 - ケ 第2条第2号イに掲げるものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - コ 第2条第2号ウに掲げるものにあっては、高さが4m以下のもの
 - サ 第2条第2号エに掲げるものにあっては、高さが20m以下のもので、かつ、築造面積が1,000㎡以下のもの
 - シ 第2条第2号オに掲げるものにあっては、市長が別に定める規模以下のもの

- (5) 前号アからサまでに規定する規模を超える工作物の外観の変更等で、当該外観の変更等に係る部分の面積の合計が500㎡以下のもの
- (6) 法第16条第1項第3号に掲げる行為
- (7) 第17条第1号に規定する行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000㎡以下で、かつ、高さが3mを超え、かつ、長さが30mを超える法面又は擁壁を生じないもの
- (8) 第17条第2号に規定する行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000㎡以下のもの
- (9) 第17条第3号に規定する行為で、次に掲げるもの
 - ア 高さが3m以下のもので、かつ、その用に供される土地の面積が500㎡以下のもの
 - イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の区域内において行われるもの
 - ウ 60日を超えて継続しないもの
- (10) 屋外広告物で、各務原市屋外広告物条例（平成18年条例第20号）第8条の許可の基準に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (11) 前各号に掲げるもののほか、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されない場所における行為

（特定届出対象行為） **景観法 第17条関連部分**

第21条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等

第3章 景観重要建造物

（景観重要建造物の指定） **景観法 第19条関連部分**

第22条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、各務原市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の指定の標識） **景観法 第21条関連部分**

第23条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定に基づき、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称

（景観重要建造物の管理の基準） **景観法 第25条関連部分**

第24条 景観重要建造物は、景観重要建造物ごとに管理上の修繕、防災上の措置、定期点検の内容等を定めた当該建造物の保全に関する基準に従い管理されなければならない。

第4章 景観重要樹木

（景観重要樹木の指定） **景観法 第28条関連部分**

第25条 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第28条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、各務原市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（景観重要樹木の指定の標識） **景観法 第30条関連部分**

第26条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定に基づき、次の事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種

（景観重要樹木の管理の基準） **景観法 第33条関連部分**

第27条 景観重要樹木は、景観重要樹木ごとに剪定、下草刈り、病虫害の駆除の方法等を定めた当該樹木の保全に関する基準に従い管理されなければならない。

第5章 住民等の景観形成活動

(景観形成住民協定の締結等) **自主条例部分** **景観法 第83条関連部分**

第28条 一団の土地の所有者及び借地権を有する者は、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観形成住民協定」という。）を締結することができる。

2 前項の景観形成住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成住民協定の名称
- (2) 景観形成住民協定の目的
- (3) 景観形成住民協定を締結した者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 景観形成住民協定を締結した者の代表者（以下「代表者」という。）の氏名
- (5) 景観形成住民協定の目的となる土地の区域
- (6) 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - ア 建築物の形態意匠に関する基準
 - イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ウ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - エ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - オ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - カ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - キ その他良好な景観の形成に関する事項

(7) 景観形成住民協定の有効期間

(8) 景観形成住民協定の変更、継続又は廃止の手続

3 前項の規定による景観形成住民協定を締結した者は、規則で定めるところにより、協定書を作成し、市長にその認定を申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請のあった協定書が規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、これを景観形成住民協定として認定するものとする。

5 市長は、前項の規定による景観形成住民協定として認定したときは、その旨を告示するものとする。

6 市長は、第1項の景観形成住民協定のうち、法第81条に規定する要件をすべて満たす場合は、法第83条に規定する景観協定の認可を行うことができるものとする。

(景観形成住民協定の変更又は廃止) **自主条例部分**

第29条 景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し) **自主条例部分**

第30条 市長は、前条の規定による廃止の届出があったときは、景観形成住民協定の認定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、景観形成住民協定の認定を取り消すことができる。

- (1) 景観形成住民協定の内容が第28条第4項の規定で定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 景観形成住民協定の内容又は運用が良好な景観の形成を推進するうえで適当でなくなったとき。

3 第28条第5項の規定は、景観形成住民協定の認定の取消しについて準用する。

(景観形成住民協定への配慮の要請) **自主条例部分**

第31条 市長及び景観形成住民協定の代表者は、当該景観形成住民協定の対象となる区域内において、当該景観形成住民協定に適合しない行為を行おうとする者に対し、当該景観形成住民協定に配慮するよう要請することができる。

(景観形成住民団体の認定) **自主条例部分**

第32条 市長は、一団の土地における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次に掲げる要件に該当するものを景観形成住民団体として認定することができる。

- (1) 次のいずれかに該当すると認められる団体であること。
 - ア 当該地域が重点風景地区に指定されることを目的として組織されたもの
 - イ 重点風景地区の整備に寄与するもの
 - ウ 景観形成住民協定を締結した者を構成員として組織されたもの
- (2) 団体の活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) 団体の活動が当該地域の住民の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
- (4) 規則で定める要件を具備する団体規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により認定した景観形成住民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

（良好な景観の形成についての提案） **景観法 第11条関連部分**

第33条 前条第1項の規定により認定を受けた景観形成住民団体は、法第11条第2項に規定する景観計画の策定又は変更を提案することができる団体とする。

第6章 表彰、助成等

（表彰） **自主条例部分**

第34条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、事業者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

（良好な景観の形成に寄与する行為に対する助成） **自主条例部分**

第35条 市長は、法第16条第1項各号の規定による届出をした者が良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をする場合にあっては、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対する助成） **自主条例部分**

第36条 市長は、法第19第1項の規定により指定した景観重要建造物又は法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木の所有者に対し、その保存に要する経費の一部を助成することができる。

（景観形成住民団体に対する助成） **自主条例部分**

第37条 市長は、第32条第1項の規定により認定した景観形成住民団体に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

（その他の助成等） **自主条例部分**

第38条 市長は、前3条に規定するもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

第7章 景観審議会

（景観審議会） **自主条例部分**

第39条 市長の附属機関として、各務原市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するものとする。

3 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について市長に意見を述べることができる。

（組織） **自主条例部分**

第40条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、諸団体の関係者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

6 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（委任） **自主条例部分**

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（各務原市景観条例の廃止）

2 各務原市景観条例（平成16年条例第46号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に策定されている各務原市景観計画は、第16条の規定により策定された景観計画とみなす。

4 第2項の規定による廃止前の各務原市景観条例第40条の規定により各務原市景観審議会の委員に委嘱されている者は、第40条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

（2）各務原市都市景観条例の施行期日を定める規則

平成18年 5月18日

規則 第51号

各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号）の施行期日は、平成18年10月1日とする。

（3）各務原市都市景観条例施行規則

平成18年 5月18日

規則 第52号

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（景観計画の案の公告）

第2条 条例第16条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）景観計画の名称
- （2）景観計画を定める土地の区域
- （3）景観計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

（行為の届出）

第3条 条例第18条の規定による届出は、風景区域における行為届出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出書には、別表の行為の種類の欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、別表に掲げる縮尺の図書によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

（行為の通知）

第4条 条例第19条の規定による通知は、風景区域における行為通知書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の通知書を提出する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「届出書」とあるのは、「通知書」と読み替えるものとする。

（景観重要建造物の指定の通知）

第5条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第6条 法第22条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（景観重要建造物の指定の解除の通知）

第7条 法第27条第3項の規定により準用する同法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第5号）により行うものとする。

（景観重要建造物の所有者の変更の届出）

第8条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物所有者変更届出書（様式第6号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知）

第9条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第10条 法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第8号）を市長に提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

第11条 法第35条第3項の規定により準用する同法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第9号）により行うものとする。

（景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第12条 法第43条の規定による届出は、景観重要樹木所有者変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（認定の申請）

第13条 条例第28条第3項の規定により、景観形成住民協定（以下「協定」という。）の認定の申請をしようとする者は、景観形成住民協定認定申請書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （1）協定書
- （2）協定を締結した理由書
- （3）協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）の付近見取図
- （4）協定区域を表示する図面
- （5）認定の申請をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定の要件）

第14条 条例第28条第4項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- （1）条例第1条の目的に合致するものであること。
- （2）協定区域内の土地及び建築物、工作物又は屋外広告物の利用を不当に制限するものでないこと。
- （3）協定の変更は、締結者の全員の合意によるものとされていること。
- （4）協定の廃止は、締結者の過半数の合意によるものとされていること。

（変更届）

第15条 条例第29条の規定による協定の変更の届出は、景観形成住民協定変更届出書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- （1）変更後の協定書
- （2）協定を変更した理由書
- （3）協定区域を表示する図面（協定区域を変更した場合に限る。）

- (4) 協定の変更が締結者の全員の合意によることを証する書類
- (5) 届出をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(廃止届)

第16条 条例第29条の規定による協定の廃止の届出は、景観形成住民協定廃止届出書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 協定を廃止した理由書
- (2) 協定の廃止が締結者の過半数の合意によることを証する書類
- (3) 届出をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定の取消しの通知)

第17条 市長は、条例第30条第1項又は第2項の規定により、協定の認定を取り消したときは、景観形成住民協定認定取消通知書（様式第14号）により当該協定の代表者に通知するものとする。

(景観形成住民団体の認定の要件)

第18条 条例第32条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体を組織する目的
- (3) 団体の活動区域
- (4) 団体の活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 経費及び会計に関する事項

(認定の申請)

第19条 条例第32条第2項の規定により、景観形成住民団体の認定の申請をしようとする者は、景観形成住民団体認定申請書（様式第15号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 団体の団体規約
- (2) 団体の活動区域を表示する図面
- (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記した書類
- (4) 認定の申請をしようとする者が団体の代表者であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定の決定)

第20条 市長は、前条の規定により認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、景観形成住民団体認定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第21条 市長は、条例第32条第4項の規定により、景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観形成住民団体認定取消通知書（様式第17号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長の職務)

第22条 条例第39条第1項に規定する各務原市景観審議会（以下「審議会」という。）の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第23条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（会議の傍聴）

第24条 会長は、傍聴の申出があったときは、審議会に諮るものとする。

2 前項の場合において、審議会は、出席した委員の過半数をもって傍聴の可否を決するものとする。

（秩序維持）

第25条 会長は、前条第2項の規定により審議会が傍聴を認めた場合において、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

（審議会の専門部会）

第26条 条例第40条第6項の専門部会（以下「部会」という。）は、会長の指名する委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（部会長）

第27条 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第28条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（議事録）

第29条 審議会及び部会の会議の議事については、議事録を作成し、会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

（審議会の運営事項）

第30条 第22条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（その他）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（各務原市景観条例施行規則の廃止）

2 各務原市景観条例施行規則（平成17年規則第28号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	内容
建築物の建築等 工作物の建設等	位置図	1/2,500以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
	立面図	1/50以上	彩色が施された2面以上の立面図
土地の開墾 土地の形質の変更	位置図	1/2,500以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100以上	当該区域内における開墾及び形質の変更の位置等を表示する図面
土石の採取 鉱物の掘採	位置図	1/2,500以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100以上	当該区域内における採取場、廃土堆積の位置、高低差等を表示する図面
木竹の伐採	位置図	1/2,500以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100以上	当該区域内における木竹の位置、伐採の位置等を表示する図面
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	位置図	1/2,500以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	写真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1/100以上	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面

（４）各務原市屋外広告物条例

平成18年 3月29日

条例 第20号

（目的）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」と言う。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」と言う。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」と言う。）について必要な規制を行うことを目的とする。

（広告物等のあり方）

第2条 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。

（禁止広告物）

第3条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （１）著しく汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したもの
- （２）著しく破損し、又は老朽したもの
- （３）倒壊又は落下のおそれがあるもの
- （４）信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
- （５）道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （１）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域及び特別緑地保全地区
- （２）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項の規定により定められた地区及びその地区から展望することができる地域
- （３）岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号）第3条第1項又は第7条の6第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第8条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
- （４）各務原市文化財保護条例（昭和52年条例第10号）第4条第1項又は第19条第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第24条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
- （５）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域
- （６）自動車専用道路の全区間
- （７）道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道、軌道及び索道で、市長が指定する区間
- （８）道路及び鉄道等（鉄道、軌道及び策動を言う。以下同じ。）から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- （９）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- （10）駅前広場で、市長が指定する区域
- （11）官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院及び博物館
- （12）社寺及び教会の境域で、市長が指定する区域
- （13）河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- （14）交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- （15）前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （１）橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯

- (2) 石垣、よう壁その他これらに類するもので、市長が指定するもの
 - (3) 街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木がんぎ
 - (4) 信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止こまどめ並びに里程標
 - (5) 電柱、街燈柱その他これらに類するもので、市長が指定するもの
 - (6) 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する物件
- 2 電柱、街燈柱その他これらに類するもの（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（許可地域等）

第6条 次に掲げる地域又は場所（第4条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域
- (2) 文化財保護法第27条または第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、市長が指定する区域
- (3) 岐阜県文化財保護条例第3条第1項又は第7条の6第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第8条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
- (4) 各務原市文化財保護条例第4条第1項又は第19条第1項の規定により指定された建造物の周囲及び同条例第24条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域
- (5) 道路及び鉄道等で、市長が指定する区間
- (6) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (7) 駅前広場で市長が指定する区域
- (8) 社寺及び教会の境域で、市長が指定する区域
- (9) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (11) 都市計画法第5条第1項及び第2項の規定により指定された都市計画区域
- (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

（適用除外）

第7条 次に掲げる広告物等については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令又は条例の規定により表示し、又は設置するもの
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために表示し、又は設置するもの
- (3) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに地名又は寄贈者名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの

2 次に掲げる広告物等については、第4条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置するもの（以下「自家広告物」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、臨時に表示し、又は設置するもの
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置するもの

- (6) 人、動物、車両、船舶等に表示するもの
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示するもの
- 3 次に掲げる広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 第5条第1項第2号、第8号若しくは第9号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 管理上の必要により第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置するもの
- 4 次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
 - (1) 自家広告物又は道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの
 - (2) 自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に表示し、又は設置するもの
- 5 政党（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党をいう。以下同じ。）が第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、規則で定めるところにより市長が当該政党の政治活動のために必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
- 6 前条の規定により掲出物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で規則で定める基準に適合するものについては、同条の規定は、適用しない。
- 7 国若しくは地方公共団体又は市長が指定する公共的団体（以下「国等」という。）が公共的目的をもって広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、前3条の規定は、適用しない。
- 8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた広告物等を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。
- 9 国等は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、前3条の規定の趣旨に沿うよう努めなければならない。

（許可の基準）

- 第8条 第6条の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。
- 第8条の2 各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号）第15条第1項に規定する重点風景地区（以下「重点風景地区」という。）における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、第6条の規定による許可をする場合における許可の基準は、前条に規定する規則で定める基準のほか、当該重点風景地区を対象とした景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画に掲げる基準とする。
- 2 新たに重点風景地区が定められ、又は変更された場合において、重点風景地区の指定の日又は当該指定を変更する日前に当該重点風景地区内に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、前項の規定は、適用しない。

（許可の条件）

- 第9条 市長は、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

（許可の期間）

- 第10条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可の有効期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。
- 2 市長は、前項の有効期間の満了前30日までに申請があった場合は、更新することができる。
- 3 前項の規定により更新することができる許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。

（変更の許可）

- 第11条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、広告物等を改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 第9条の規定は、前項の場合に準用する。

（許可の表示）

- 第12条 第6条または第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定めるところにより、許可の証印を押したものの若しくは許可の打刻印を受けたもの、許可の証印の印影を刷り込んだもの又は政党が表示するはり紙若しくははり札については、この限りでない。

（許可の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条または第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。

- （1）この条例の規定又は第9条（第11条第2項において準用する場合を含む。第15条第1項において同じ。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- （2）詐偽その他の不正の手段で許可を受けたとき。

（改修及び除却の義務）

第14条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、7日以内に広告物等を除却しなければならない。

2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、広告物等が汚染し、変色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。

（措置命令）

第15条 市長は、この条例の規定又は第9条の規定による許可の条件に違反した広告物等について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、30日の期間を定めてこれを行うべき旨及びその期限までに行わないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が行う旨を告示しなければならない。

（違反広告物である旨の表示等）

第16条 市長は、前条第1項の規定により広告物等の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた広告物等の設置場所その他必要と認める事項を公表することができる。

（広告物等を保管した場合の公告事項）

第17条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- （2）保管した広告物等の所在した場所及び当該広告物等を除却した日
- （3）当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公告の方法）

第18条 法第8条第2項の規定による公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1）前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間）、市役所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示すること。
- （2）法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公告の要旨を市役所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示すること。

（広告物等の価額の評価の方法）

第19条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第20条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

（公告の日から売却可能となるまでの期間）

第21条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 7日間
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 14日間

(届出)

第22条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 自己又は管理者の住所又は氏名（法人の場合は、その名称、事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったとき。
- (2) 管理者を変更したとき。
- (3) 第14条の規定により広告物等を除却したとき。
- (4) 許可の有効期間満了前に広告物等を除却したとき。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第15条第1項の規定によりこれらの表示若しくは設置を停止し、又はこれらの移転、除却その他の措置をしたときは、7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(手続、処分等の効力の承継)

第23条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下この条において「設置者等」という。）について変更があったときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となった者がしたものみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となった者に対してしたものみなす。

(報告徴収、立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(諮問)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、各務原市都市景観条例第39条に規定する各務原市景観審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 市長が第4条から第6条までの規定により指定し、又は当該指定を変更し、若しくは廃止しようとするとき。
- (2) 市長が第16条第2項の規定により公表しようとするとき。
- (3) この条例の施行につき市長が必要と認めたとき。

(告示)

第26条 市長は、第4条から第6条までの規定により指定し、又は当該指定を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第27条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条まで又は第11条第1項の規定に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による除却をしない者
- (3) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第30条 第24条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定による証票のはり付けを怠った者
- (2) 第22条の規定による届出を怠った者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第29条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」と言う。)前に、岐阜県屋外広告物条例(昭和39年岐阜県条例第47号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成12年岐阜県条例第4号。以下「特例条例」と言う。)の規定により市長が行った事務を含む。)で施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている広告物等で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、平成21年3月31日までの間(岐阜県知事又は市長の許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。

4 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない広告物等で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。

5 この条例の施行前にした県条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

(各務原市手数料条例の一部改正)

- 6 各務原市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第31号)

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、改正後の各務原市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により新たに広告物等の表示又は設置が禁止された地域若しくは場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、新条例第4条の規定は適用しない。

附 則(平成20年条例第33号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の各務原市屋外広告物条例第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の許可の更新に係るものから適用する。

(5) 各務原市景観アドバイザー設置要綱

平成18年 4月12日 決裁

(目的)

第1条 各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的な援助を行うため、本市に各務原市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、専門的立場から助言及び指導（以下「指導等」という。）を行うものとする。

- (1) 建築物又は広告物等のデザイン、色彩等に関すること。
- (2) 市が行う公共事業の景観形成に関すること。
- (3) 良好な景観の普及、啓発に係る研修及び講演会に関すること。
- (4) その他良好な景観の形成に関すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、景観、都市計画、色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
2 アドバイザーの定数は、若干名とする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 アドバイザーが欠けた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(依頼)

第5条 市長は、アドバイザーの指導等を必要とする案件が生じた場合は、第3条により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者に対し、当該案件に関する指導等を依頼するものとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、条例の施行の日から施行する。

(アドバイザーの任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱されたアドバイザーの任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(6) 各務原市都市景観賞実施要綱

平成18年 5月18日 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等の所有者、事業者等又は行為を行った者に「各務原市都市景観賞」を贈呈し、もって良好な景観の形成に対する市民意識の高揚と公園都市にふさわしいまちづくりを展開することを目的とする。

(部門)

第2条 各務原市都市景観賞（以下「景観賞」という。）として、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 建築物部門
- (2) 工作物部門
- (3) まちなみ部門
- (4) まちづくり活動部門
- (5) 夜景部門

(募集)

第3条 市長は、毎年度期間を定め、第1条に掲げる目的に添うものに関し、前条に掲げる部門のうち、指定する部門について自薦又は他薦により応募を受け付けるものとする。

(授与の方法)

第4条 景観賞を受賞した者に、賞状を授与するものとし、市長が必要と認める者には併せて記念品を授与することができる。

(選考委員会)

第5条 景観賞の対象として応募のあったものの審査及び選考をするため、各務原市都市景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 公募により選出した市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、市長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第8条 委員長は、傍聴の申出があったときは、委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、委員会は、出席した委員の過半数をもって傍聴の可否を決するものとする。

（秩序維持）

第9条 委員長は、前条第2項の規定により委員会が傍聴を認めた場合において、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 委員長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

Landscape Planning of Kakamigahara City

各務原市景観計画

- | | |
|------|---|
| ■発行日 | 2019（令和元）年 6月 |
| ■発 行 | 各務原市
〒504-8555
各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL：058-383-1111（代） |
| ■編 集 | 都市建設部 都市計画課 |

